

## 下水道事業における資本費に対する繰出基準について

### ○平成 26 年度の地方公営企業繰出金について（通知）（抄）

（平成 26 年 4 月 1 日付総財公第 51 号総務副大臣通知）

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

記

#### 第 1～9（略）

#### 第 10 下水道事業

##### 1 雨水処理に要する経費

###### (1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

###### (2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

##### 2 分流式下水道等に要する経費

###### (1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年 6 月 5 日付け自治準企第 153 号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

###### (2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

### 3 流域下水道の建設に要する経費

#### (1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 4 号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

#### (2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の 40%(単独事業に係るものにあつては 10%)、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の 40%(単独事業に係るものにあつては 10%)とする。ただし、平成 12 年度から平成 26 年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

### 4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 (略)

### 5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費 (略)

### 6 不明水の処理に要する経費 (略)

### 7 高度処理に要する経費

#### (1) 趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

#### (2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費(特定排水に係るものを除く。)に相当する額の一部(2分の1を基準とする。)とする。

### 8 高資本費対策に要する経費

#### (1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

#### (2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる事業は、供用開始 30 年未満の下水道事業(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

##### ① 資本費

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの算定対象資本費（資本費から雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次に定める乗率を乗じて得られる額を控除した額とする。）が 52 円以上

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25未満	0.6
25以上50未満	0.5
50以上75未満	0.4
75以上100未満	0.3
100以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

② 使用料

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの使用料が150円以上

イ 繰出しの 基準額は、前々年度における有収水量1m<sup>3</sup>当たりの算定対象資本費のうちア①に定める基準を超える額（次に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める乗率を乗じて得られる額の合算額）に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量1m<sup>3</sup>当たりの使用料（以下「使用料」という。）が 206円に満たなければ、さらに、次に定める調整率を乗じて得た額とする。

① 乗率

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費 (円/m <sup>3</sup> )	乗率	算定対象資本費 (円/m <sup>3</sup> )	乗率
52以上78未満	0.8	52以上78未満	0.8
78以上156未満	0.85	78以上312未満	0.85
156以上	0.95	312以上	0.95

② 調整率

使用料／206円

## 9 広域化・共同化の推進に要する経費

(1) 趣旨

効率的な下水道整備、経営の健全化・効率化等を図る観点から下水道事業の広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

## 1 0 地方公営企業法の適用に要する経費 (略)

### 1 1 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号)により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成26年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

### 1 2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第7号)により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成26年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

### 1 3 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債(特別措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。

### 1 4 その他

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱(平成8年4月1日付け自治準企第93号)により実施された事業に係る下水道事業債(普及特別対策分)並びに緊急下水道整備特定事

業実施要綱(平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知)及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱(平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知)により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

**第11 (略)**

**第12 その他**

**1～3 (略)**

**4 臨時財政特例債の償還に要する経費**

(1) 趣旨

臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額とする。

**第13 (略)**

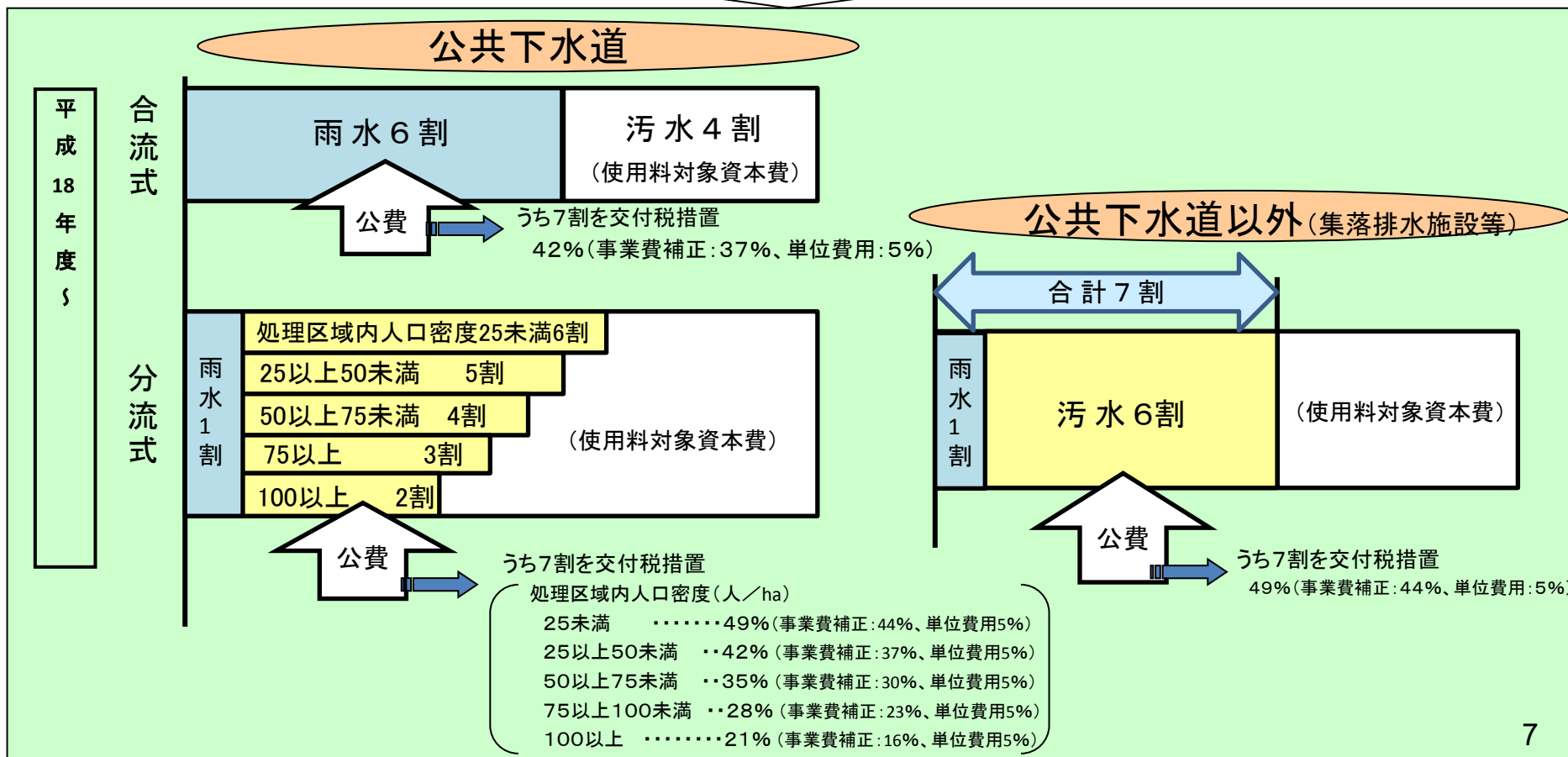
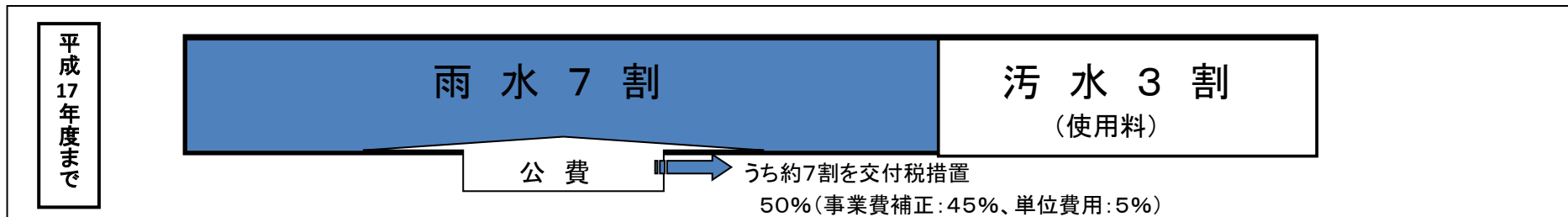
資本費に対する繰入及び交付税措置の一覧

資料2-2

区 分	説 明	繰出基準	交付税措置
下水道事業債 (建設改良費等 に対する起債) ⇒「通常分」	下水道法上の事業計画を策定したもので、11種類の汚水処理施設の建設改良費等に活用できる起債	・雨水処理に要する経費	(合流式) 元利償還金の ・事業費補正:37% ・単位費用算入分:5%  (分流式) 元利償還金の ・事業費補正:44%~16% ・単位費用算入分:5%
公害防止事業債分	公害防止地域において、公害防止計画に基づく公害防止対策事業を実施する際に活用できる起債	・分流式下水道等に要する経費	元利償還金の50%
更新事業分	平成16年度及び平成17年度の下水道事業債の取り扱いに関する下水道事業債取扱要領2(2)に定められた更新事業に係る起債		元利償還金の20%
資本費平準化債 (H16~)分	元金償還金と減価償却費の差額に対する起債		元利償還金の50%
高資本費対策に 要する経費	自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている場合に、その一部に繰出	・高資本費対策に要する経費	資本費単価 52円/㎡以上 使用料単価 150円/㎡以上 供用開始後年数 30年未満
高度処理に要する 経費	下水の高度処理に要する資本費	・高度処理に要する経費	特別交付税措置
特別措置分	平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い、従来の公費負担割合による繰出と新たな負担割合による繰出との差額に活用できる起債	・下水道事業債(特別措置分) の償還に要する経費	元利償還金の70%
臨時措置分	・流域下水道の建設に要する経費について、一般会計からの繰出に代えて臨時的に措置した起債(H12~H26) ・小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(H9~H26) ・個別排水処理施設実施要綱(H9~H26) ・緊急下水道整備特定事業実施要綱(H5~H14) ・農業集落排水緊急整備事業実施要綱(H5~H14) により実施された事業に係る起債	・流域下水道の建設に要する経費 ・小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費 ・個別排水処理施設整備事業に要する経費 ・その他:下水道事業債(臨時措置分)	元利償還金の100%
普及特別対策債分	下水道普及特別対策要綱により実施された事業に係る起債(H8~H14)	・その他:下水道事業債(普及特別対策分)	元利償還金の55%
広域化・共同化分	広域化・共同化に要する経費に対する起債等	・広域化・共同化の推進に要する経費	元利償還金の55%
臨時財政特例債 等分	(臨時財政特例債) 昭和60年度から平成4年度の国庫補助負担率の暫定的引き下げに関して許可された起債  (特例措置分) 平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された事業に係る起債	・臨時財政特例債の償還に要する経費  ・その他:下水道事業債(特例措置分)	元利償還金の100%
枠外債等分	地方債計画の計画額を超えて許可された起債	・なし	・なし

# 平成17年度研究会を踏まえた地財措置のあり方の見直し(平成18年度)

## ○ 下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置 (公費部分について公営企業繰出金として地方財政計画に計上)



# 下水道事業に係る地方財政措置（公共下水道以外）

## ○流域下水道

【補助】 【単独】	国庫補助金 50%	下水道事業債 30% (地方負担額の60%)	下水道事業債 (臨時措置分)20% (地方負担額の40%)
	下水道事業債 90%		10%

○地方交付税措置（部分）  
 臨時措置分：事業費補正分(100%)（補助事業のみ）  
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

## ○特定地域生活排水処理施設

(分担金 10%程度)

【補助】 【単独】	国庫補助金 1/3	下水道事業債 2/3
	下水道事業債 100%	

○地方交付税措置（部分）  
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

## ○特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・ 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易排水施設

(分担金 5%程度)

【補助】 【単独】	国庫補助金 50%	下水道事業債 50%
	下水道事業債 100%	

○地方交付税措置（部分）  
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

## ○個別排水処理施設・小規模集合排水処理施設

(分担金 10%程度)

【補助】 【単独】	下水道事業債 (臨時措置分) 30%	下水道事業債 70%
	下水道事業債 100%	

○地方交付税措置（部分）  
 臨時措置分：事業費補正分(100%)  
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

## ○特定公共下水道

【補助】 【単独】	国庫補助金 2/9	下水道事業債 4/9	企業負担等 3/9
	企業負担 100%		

○地方交付税措置（部分）  
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

## ○個人設置型浄化槽(一般会計で設置管理)

【補助】 【単独】	個人負担 6/10	国庫補助金 1/3	市町村費 2/3 80%×乗率	県費補助
	個人負担 6/10	市町村費	県費補助	

○地方交付税措置（部分）

\*乗率

都道府県	財政力指数	乗率	指定都市・一般市町村	財政力指数	乗率
0.8以上	→	0.2	0.8以上	→	0.5
0.5以上0.8未満	→		0.5以上0.8未満	→	
「-8/3×財政力指数+7/3」で得た数※			「-5/3×財政力指数+11/6」で得た数※		
0.5未満	→	1.0	0.5未満	→	1.0

※小数点以下第3位を四捨五入



# 資本費平準化債の概要

## 【目的】

下水道の資本整備に係る世代間負担の公平を図る。

## 【内容】

A: 建設中施設に係る元金（供用開始前の施設にかかる企業債元金相当額に対する起債）

B: 未利用施設の利子（供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債相当額に対する起債）

C: 建設改良地方債の元金（供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額に対する起債＜資本費平準化債(拡大分)・H16～＞）

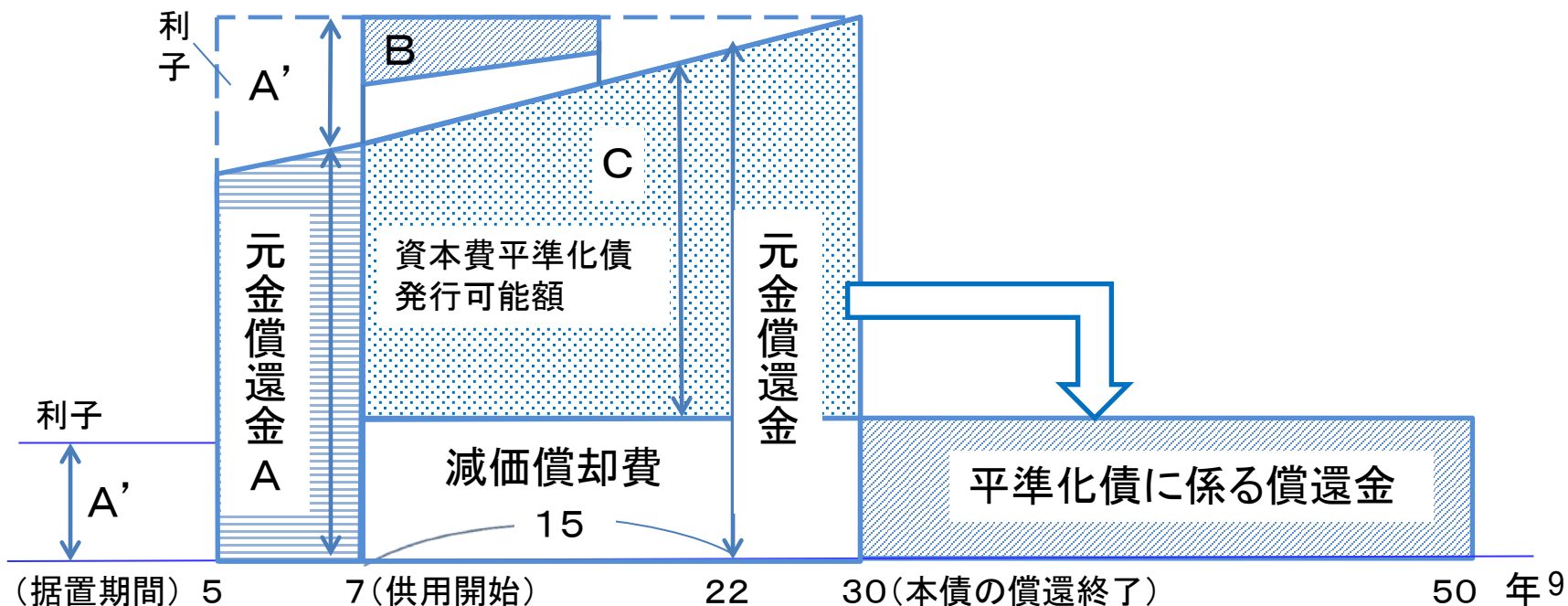
なお、法非適事業については、次の算式により減価償却費を算出する。

(算式)

法非適事業の減価償却費 = 当該事業における下水道事業債発行総額 ÷ A × 0.9

A: 下水道事業に係る施設の耐用年数(下水道事業(右記を除く):45年、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設:28年)

0.9: 減価償却終了後の残存価格が取得価額の10%であることによる乗率



# 公害防止事業債の概要

## 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の概要

### 1 目的

公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業等に対し、財政上の特別措置を講ずる

### 2 適用地域

都道府県知事が作成した公害防止対策事業計画の対象となる全国21地域（18都府県121市区町（10特別区106市5町））（平成26年3月3日現在）

### 3 対象事業

(1) 環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画（以下「同意公害防止対策事業計画」という。）に基づく公害防止対策事業（次に掲げるもの）

- ① 下水道（特定公共下水道、都市下水路、終末処理場）設置又は改築
- ② 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等
- ③ 農用地、農業用施設の客土、施設改築等土地改良事業
- ④ ダイオキシン類による土壤汚染の防止、除去等

(2) 同意公害防止対策事業計画が定められていない地域で実施される公害防止対策事業（上記①を除く）で、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定したもの

### 4 財政上の特別措置

- (1) 国庫補助負担率のかさ上げ
- (2) 起債の特例（河川、港湾等におけるしゅんせつ事業等を適債とする）
- (3) 地方交付税措置（公害防止対策事業債の元利償還金の50%が対象）

### 5 公害財特法延長経緯

昭和46年5月	公害財特法制定
昭和56年3月	10年間延長改正
平成3年3月	10年間延長改正
平成13年3月	10年間延長改正
平成23年3月	10年間延長改正（平成33年3月まで）

## 公害防止対策事業に係る財政措置（下水道事業）

事業区分	事業の細区分	国庫補助	平成26年度地方債 充当率（「地方債充当率 （総務省告示）」による）	基準財政需要額への算入率	
下水道	特定公共下水道	1/3 → 1/2	100%	44% → 44%	
	公共下水道	終末処理場		55/100 → 55/100	16～44%（公共下水道） 44%（流域下水道、 特定環境保全 公共下水道） → 元利償還金の50%を 基準財政需要額に算入 加えて、単位費用分5%算入
		その他		50/100 → 50/100	
	流域下水道	終末処理場		2/3 → 2/3	
		その他		50/100 → 50/100	

# 高資本費対策の概要

〔趣 旨〕 地理的条件や個別事情によって料金対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用料を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部を公費措置。

〔対象事業〕 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち資本費・使用料の要件を満たすもの

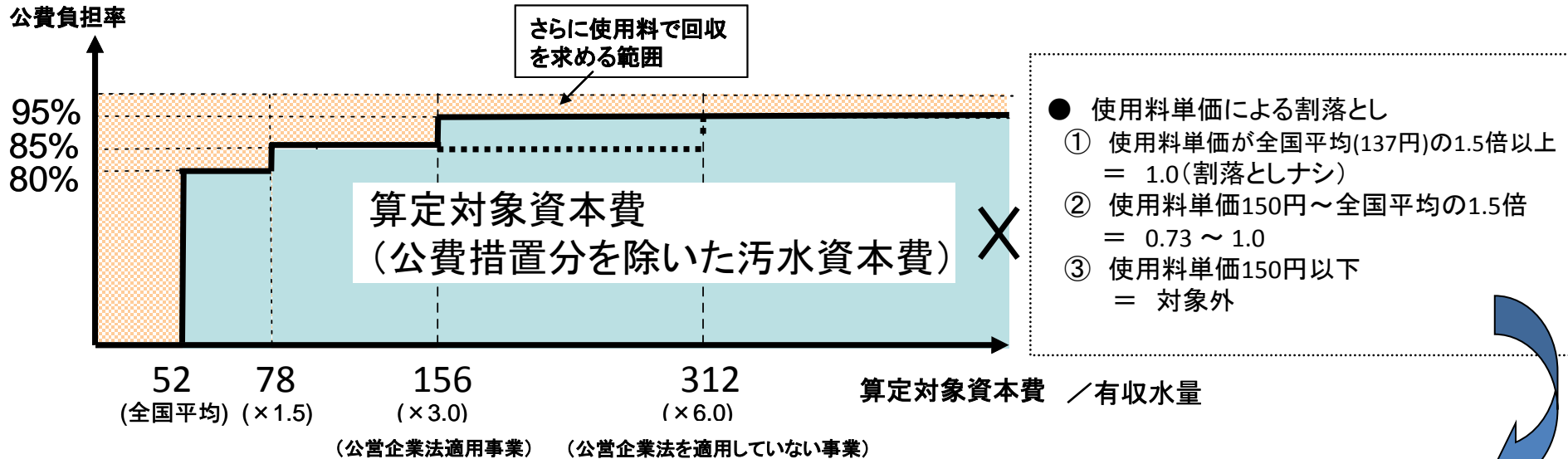
(有収水量1m<sup>3</sup>当たり)

- ・ 算定対象資本費
- ・ 使用料

全国平均(H26:52円/m<sup>3</sup>)以上  
150円/m<sup>3</sup> (月3,000円/20m<sup>3</sup>)以上

〔繰出基準額〕  $\left[ \begin{array}{l} \text{算定対象資本費のうち、} \\ \text{全国平均を上回る分} \end{array} \right] \times \left[ \text{公費負担率} \right] \times \left[ \text{使用料単価による割落とし率} \right]$

## <平成26年度高資本費対策のイメージ>



繰出基準額のうち45%を投資補正により交付税措置

# 下水道事業債(特別措置分)の概要

## ○ 特別措置分の内容

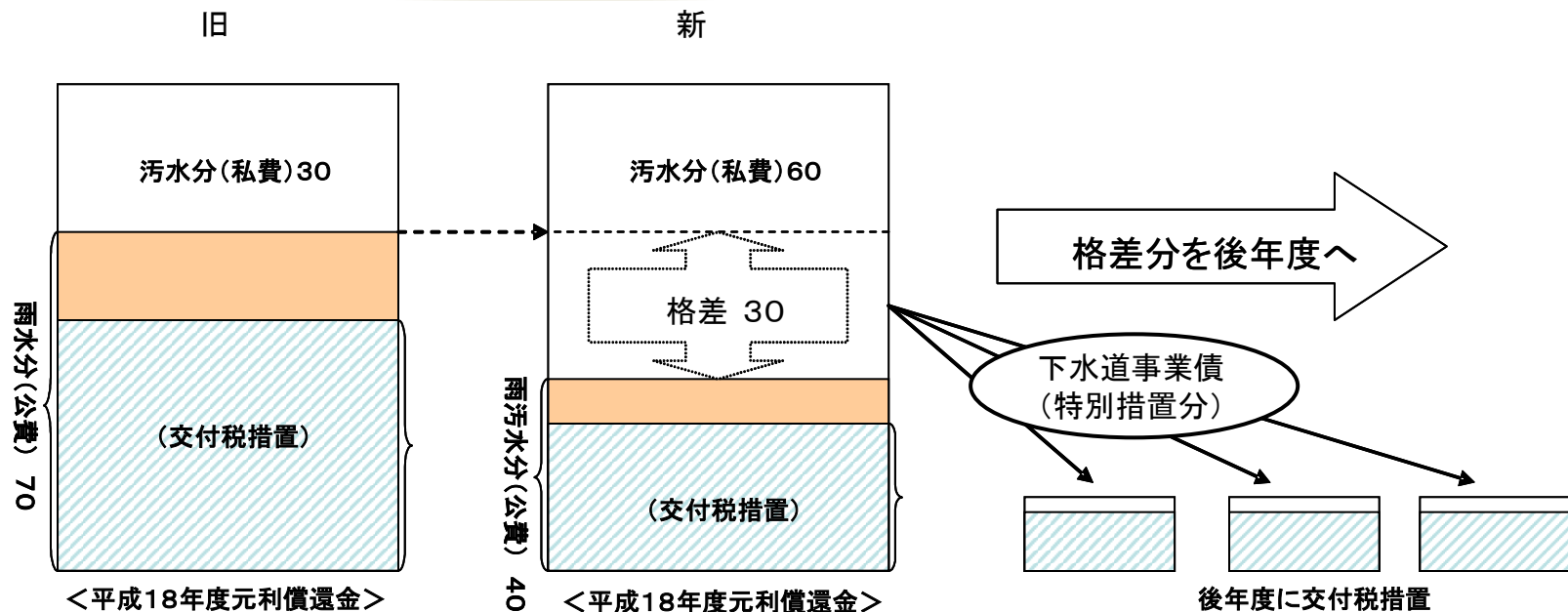
- ① 対象事業 公共下水道(狭義)
- ② 対象範囲 (H17年度までの下水道債に係る当年度元利償還金×0.7)－(当年度元利償還金×新措置割合※)
- ③ 資金 全額民間資金
- ④ その他

※ 雨水分+汚水公費負担分

ア. 発行の有無に係わらず、当年度の発行可能額に対しては全て後年度に7割の地方交付税措置を講じる。

イ. 償還費については後年度に一般会計から繰出しをすることとし、繰出基準を改正

イメージ(分流式:処理区域内人口75以上100未満の場合)



資本費平準化債の発行状況(事業別・人口区分別)

(単位:億円)

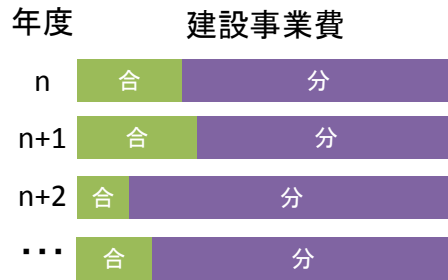
		法適用事業					法非適用事業					合計					
		H25			H24	H23	H25			H24	H23	H25			H24	H23	
		全事業数	発行事業数	発行額	発行額	発行額	全事業数	発行事業数	発行額	発行額	発行額	全事業数	発行事業数	発行額	発行額	発行額	
建設中施設に係る元金・建設改良地方債の元金	公共下水道	238	108	973	1,012	1,118	950	399	937	955	1,009	1,188	507	1,910	1,967	2,127	
	処理区域内人口密度	(100人/ha以上)	14	7	213	218	311	33	11	79	74	87	47	18	292	291	399
		(75~100人/ha)	23	13	274	303	344	49	22	90	118	109	72	35	364	421	453
		(50~75人/ha)	53	23	253	278	289	149	59	204	190	210	202	82	457	468	499
		(25~50人/ha)	119	55	217	207	166	483	212	465	474	507	602	267	682	681	672
		(25人/ha未満)	29	10	15	7	8	236	95	99	99	96	265	105	115	106	103
	特定環境保全公共下水道	132	35	31	29	26	621	181	114	114	113	753	216	145	143	139	
	特定公共下水道	4	0	0	0	0	7	1	1	1	1	11	1	1	1	1	
	流域下水道	4	2	11	4	4	42	17	92	93	106	46	19	103	98	110	
	集落排水処理施設(*1)	119	30	15	10	9	1,101	200	113	111	109	1,220	230	128	122	117	
	浄化槽(*2)	41	0	0	0	0	381	19	1	1	1	422	19	1	1	1	
小計	538	175	1,029	1,056	1,157	3,102	817	1,258	1,274	1,339	3,640	992	2,287	2,330	2,495		
未利用施設の利子														98	108	102	
合計														2,385	2,438	2,597	

\*1 集落排水処理施設とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

\*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

## A市(法適)の繰入例

1 毎年度の建設事業費を、合流分・分流分に特定。



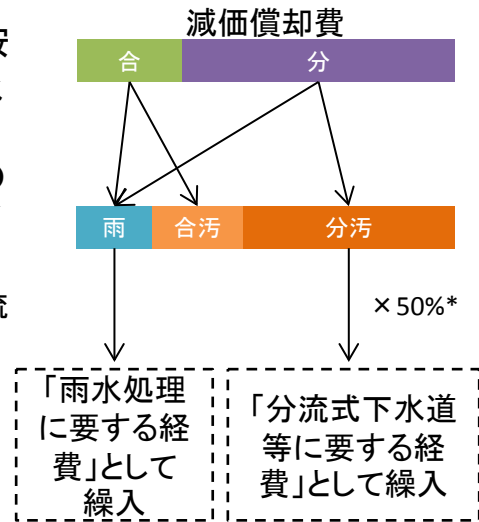
2 当年度の減価償却費から分流分を特定。

3 分流分を雨・汚水に按分(地財と同様、1割を雨水に充当)。

合流分を昭和56年の通知(別添参照)に基づき雨・汚水に按分。

(昭和56年当時に算定した合流管事業の雨汚水比率を使用)

4 分流汚水分に地財ベースの污水公費負担率\*を乗じて繰入額を算定【パターン1】。



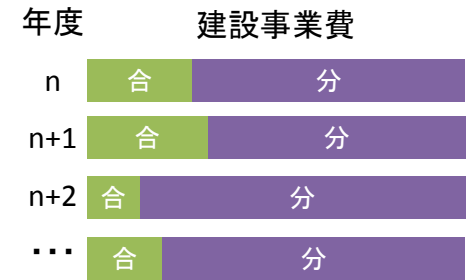
\*分流式下水道等における地財ベースの污水公費負担率

分流式	雨水1割	処理区域内人口密度	負担率
分流式	雨水1割	25未満	6割
		25以上50未満	5割
		50以上75未満	4割
		75以上	3割
		100以上	2割

(使用料対象資本費)

## B市(法適)の繰入例

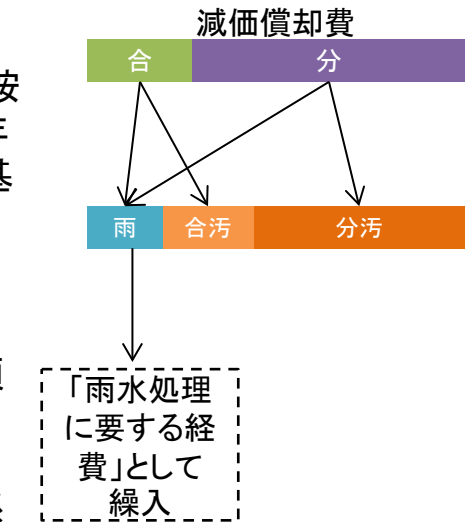
1 毎年度の地方債を、合流分・分流分に特定。



2 当年度の減価償却費から分流分を特定。

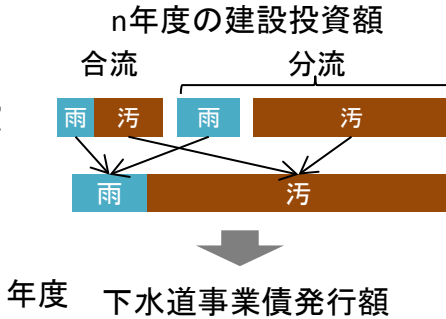
3 分流分を雨・汚水に按分。合流分も昭和56年の通知(別添参照)に基づき雨・汚水に按分。

4 污水処理経費を全額料金収入で回収できているため、分流式下水道等に要する経費に係る繰入は0【パターン2】。



## C市・D市(法非適)の繰入例

1 毎年度、分流を雨污水に特定するとともに、合流分を、工事毎に建設投資額を昭和56年の通知(別添参照)に基づいて雨污水に配分し、当該年度の雨污水比率を算定。



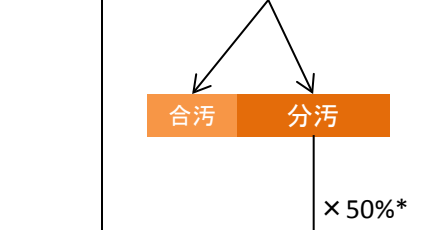
2 年度毎の下水道事業債の発行額に1の比率を乗じて雨污水に配分。



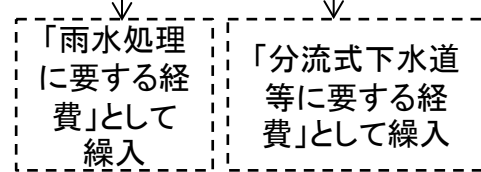
3 2から当年度分の元利償還金を積み上げる。



4 当年度の汚水分を、当年度末時点の累積建設投資額の比率(C市)や管渠の延長比率(D市)で合流・分流に按分。



5 分流汚水分に地財ベースの污水公費負担率\*を乗じて繰入額を算定【パターン1】。



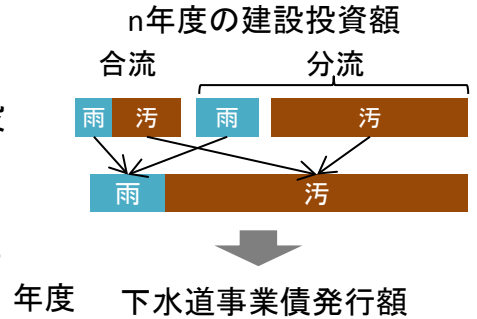
\*分流式下水道等における地財ベースの污水公費負担率

分流式	雨水1割	処理区域内人口密度25未満6割	
		25以上50未満	5割
		50以上75未満	4割
		75以上	3割
		100以上	2割

(使用料対象資本費)

## E市(法非適)の繰入例

1 毎年度、分流を雨污水に特定するとともに、合流分を、工事毎に建設投資額を昭和56年の通知(別添参照)に基づいて雨污水に配分し、当該年度の雨污水比率を算定。



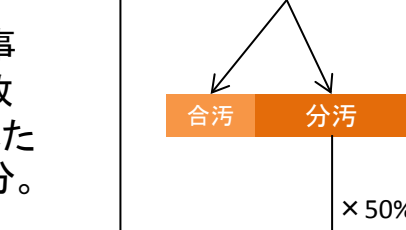
2 年度毎の下水道事業債の発行額に1の比率を乗じて雨污水に配分。



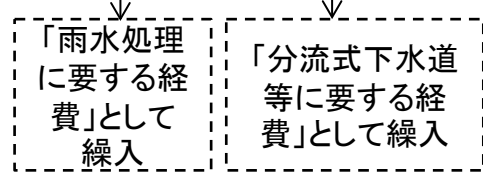
3 2から当年度分の元利償還金を積み上げる。



4 当年度の汚水分を、事業会計と一般会計(財政担当課)との間で合意した比率で合流・分流に按分。



5 分流汚水分に地財ベースの污水公費負担率\*を乗じて繰入額を算定【パターン1】。



## F市(法非適)の繰入例

1 毎年度、工事毎に建設投資額を雨污水に配分し、当該年度の雨污水比率を算定(分流管のみ)。



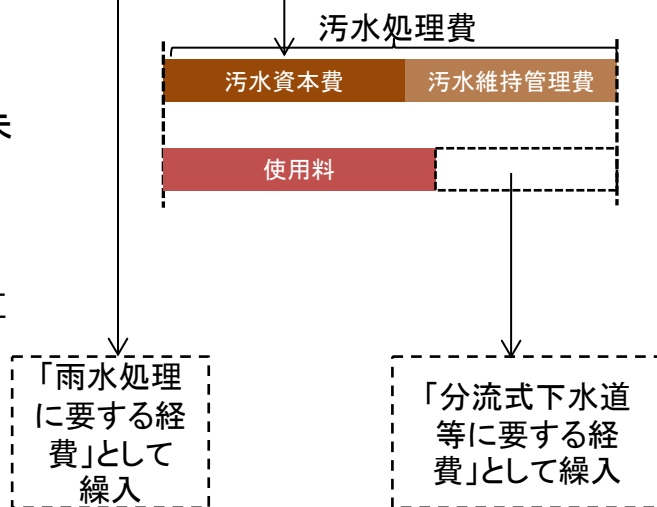
2 年度ごとの下水道事業債の発行額に1の比率を乗じて雨污水に配分。



3 2から当年度分の元利償還金を積み上げる。



4 当年度の汚水資本費に汚水維持管理費を加えた汚水処理費のうち、使用料(150円/20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>未満の場合は150円/20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>)で回収できない分を分流式下水道等に要する経費として繰入額を算定【パターン3】。





## 公共下水道事業繰出金の運用について

昭和56年6月5日自治準企第153号  
各都道府県総務部長・各指定都市財政担当  
局長宛  
自治省財政局準公営企業室長通知

公共下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金については、別途「地方公営企業繰出金について」の一部改正について（昭和56年6月5日付自治企一第60号自治省財政局長通知）により通知されたところであるが、その具体的な運用に当たっては下記の事項に留意し、その適正を期されたい。

なお、管下市町村に対してもこの旨連絡のうえ、適切な指導を願いたい。

### 記

- 1 「地方公営企業繰出金について」の一部改正について（昭和56年6月5日付自治企一第60号自治省財政局長通知）により通知された公共下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金の算定基準（以下「今回の繰出基準」という。）は、公共下水道事業について定められたものであり、流域下水道事業に係る繰出基準については追って通知する予定であること。
- 2 今回の繰出基準は、法非適用企業についても適用されるものであること。
- 3 今回の繰出基準に基づき速やかに公共下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金の具体的な算定方法（金額）を定め、公共下水道事業会計と一般会計との経費負担区分の適正化を図ること。
- 4 今回の繰出基準に基づく経費の算定に当たっては、公共下水道事業に係る総経費の中から、まず、「公共下水道に排除される下水規制に関する事務に要する経費」及び「水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費」の算定の基礎となる経費を控除し、残りの経費について「雨水処理に要する経費」を算定すること。
- 5 「雨水処理に要する経費」の具体的な算定方法（金額）を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 「雨水処理に要する経費」は、別紙「雨水・汚水経費区分基準」に基づき算定すること。

ただし、管渠、ポンプ場、処理場等の各施設の機能及び構造等からより実態に即した基準を設けることができる場合は、それによって雨水処理に要する経費を算定することも差し支えないこと。
  - (2) 従来、雨水処理に要する経費と汚水処理に要する経費の区分を一定比率（例えば、

資本費については雨水7対汚水3の割合、維持管理費については雨水3対汚水7の割合)を用いて行ってきた事業にあっても、速やかに上記(1)により経費区分の適正化を図ること。

- (3) 「雨水処理に要する経費」は、2以上の処理場、ポンプ及び管渠等を有する場合は各施設ごとにその実態に応じて算定することが望ましいが、各施設の実態が概ね同一であると考えられる場合は各施設に共通の雨水処理を要する経費の算定方法(金額)によることも差し支えないこと。
- 6 「公共下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費」の具体的な算定方法(金額)を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 「特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務」とは、下水道法第11条の2、第12条の3から第12条の9まで、第37条の3、第38条及び第39条の2に規定する事務をいい、「排水設備等」とは、下水道法第13条に規定する排水設備、特定施設、除害施設その他の物件をいうこと。
  - (2) 「公共下水道に排除される下水規制に関する事務」には、下水道法に規定する事務のほか、下水道法及び同法に基づき制定された条例を根拠として行われる行政上の指導事務も含まれること。
- 7 「水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費」の具体的な算定方法(金額)を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 「水洗便所に係る改造命令等に関する事務」には、下水道法に規定する事務のほか水洗便所及び排水設備の整備の指導に関する事務も含まれること。
  - (2) くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対する資金の融通は、下水道法上公共下水道事業とは別個の市町村の事務であるから、その事務を公共下水道事業管理者に行わせる場合においても融通する資金は一般会計において措置されるべきものであり、当該措置は公共下水道事業会計と一般会計との経費の負担区分に基づくものではないこと。

### 雨水・汚水経費区分基準

#### 1 合流式下水道の場合

##### (1) 資本費

##### ① 減価償却費

##### (イ) 管渠

分流式で建設した場合における雨水管渠と汚水管渠の建設費を想定し、その割合で区分する。

(ロ) ポンプ場

雨水用と汚水用に区分することができるポンプは各々その額とし、雨水と汚水に共用のポンプは当該ポンプに係る雨水と汚水の計画揚水量の割合で区分する。

また、ポンプ操作設備及び上屋等の雨水ポンプと汚水ポンプに共通の施設は各施設の実態に応じ、雨水ポンプ又は汚水ポンプの設置面積の割合、建設費の割合又は揚水能力の割合によって区分する。

(ハ) 処理場

処理場内の施設のうちその機能が雨水用又は汚水用に特定されているものは各々その額とし、沈砂池及び第1沈でん池等雨水と汚水に共用の施設は当該施設に係る雨水と汚水の計画処理水量の割合で、管理棟及び倉庫等その機能が処理場全体に係るものは処理場内のそれ以外の施設に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

(ニ) その他の資産

その他の資産のうちその機能が雨水用又は汚水用に特定されているものは各々その額とし、その機能が特定されていないものは管渠、ポンプ場及び処理場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

② 企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く。）及び企業債取扱諸費、資産減耗費（固定資産除却費に限る。）、固定資産売却損、繰延勘定償却（退職給与金償却は除く。）並びに用地費に係る元金償還金

管渠、ポンプ場、処理場及びその他の資産に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

(2) 維持管理費

(イ) 管 渠

(a) 補修費は、管渠に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

(b) その他の経費は、管渠内たい積物の無機物と有機物の含有量の割合で区分し、前者を雨水処理に要する経費、後者を汚水処理に要する経費とする。

(ロ) ポンプ場

(a) 人件費は、その業務が雨水に係るものと汚水に係るものに区分することができるものは各々その人員に係る経費の額とし、区分することが困難なもの

は雨水に係るものと汚水に係るものの割合を1対1として区分する。

(b) 動力費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは基本料金は雨水と汚水の計画揚水量の割合で、従量料金は雨水と汚水の揚水量の割合で区分する。

(c) 補修費は、ポンプ場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

(d) その他の経費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは雨水と汚水の揚水量の割合で区分する。

#### (ハ) 処理場

(a) 人件費は、その業務が雨水に係るものと汚水に係るものに区分することができるものは各々その人員に係る経費の額とし、区分することが困難なものはその実態に応じ雨水と汚水の計画処理水量等で区分する。

(b) 薬品費は、各施設ごとに雨水と汚水の水質及び処理水量を勘案して区分する。

(c) 動力費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは基本料金は雨水と汚水の計画処理水量の割合で、従量料金は雨水と汚水の処理水量の割合で区分する。

(d) 補修費は、処理場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

(e) その他の経費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは処理場に係る人件費、薬品費、動力費及び補修費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

#### (ニ) その他の経費

その他の経費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

## 2 分流式下水道の場合

施設の機能が雨水処理用又は汚水処理用に特定されているものは各々当該施設に係る経費の割合で区分し、その機能が雨水処理と汚水処理に共通するものは合流式下水道の場合に準じて区分する。

(注) 法非適用企業については、資本費の範囲は企業債等元利償還金とする。

## 繰入金の推移

(単位:億円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
収益的収支に係る繰入金 <sup>*1</sup>	12,898	12,462	12,239	12,677	13,193	13,177	13,100	13,179	13,343	13,130	13,156
資本的収支に係る繰入金 <sup>*2</sup>	8,820	8,777	8,118	6,932	6,137	5,683	5,523	4,732	4,610	4,491	4,769
合 計	21,718	21,239	20,358	19,609	19,330	18,860	18,623	17,911	17,952	17,621	17,925

\*1 雨水処理費に要する経費(維持管理費相当分)、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当に要する経費、法適用に要する経費(非適のみ)、その他基準外繰入金、雨水処理に要する経費(資本費相当分)、分流式下水道等に要する経費(資本費相当分)、流域下水道の建設に要する経費(利子償還金)、特別措置分(利子償還金)及び高度処理費(維持管理費及び資本費)等

\*2 雨水処理費に要する経費(用地に係る企業債元金償還金)、分流式下水道等に要する経費(用地に係る企業債元金償還金)、流域下水道の建設に要する経費(元金償還金)、特別措置分(元金償還金)及び高度処理費(用地に係る企業債元金償還金)等

## 平成25年度の繰入金状況(事業別)

(単位:億円)

	公共	特環	特公	流域	集落排水					浄化槽			合計	
					農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個排			
収益的収入に係る繰入金 <sup>*1</sup>	10,587	977	2	508	1,023	965	52	1	0	5	57	46	11	13,156
資本的収入に係る繰入金 <sup>*2</sup>	3,469	345	1	527	403	380	20	0	0	2	24	19	5	4,769
繰入金合計	14,057	1,322	3	1,036	1,426	1,344	72	2	1	7	82	65	17	17,925
(収入全体に占める比率)	32.3	47.8	5.5	20.0	56.9	57.1	51.7	79.8	63.1	82.5	33.4	30.6	52.3	33.0

\*1 雨水処理費に要する経費(維持管理費)、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当に要する経費、法適用に要する経費(非適のみ)その他基準外繰入金、雨水処理に要する経費(資本費)、分流式下水道等に要する経費(資本費の一部)、流域下水道の建設に要する経費(利子償還金)、特別措置分(利子償還金)及び高度処理費(維持管理費及び資本費)等

\*2 雨水処理費に要する経費(用地に係る企業債元金償還金)、分流式下水道等に要する経費(用地に係る企業債元金償還金)、流域下水道の建設に要する経費(元金償還金)、特別措置分(元金償還金)及び高度処理費(用地に係る企業債元金償還金)等

\*3 公共とは公共下水道、特環とは特定環境保全公共下水道、特公とは特定公共下水道、流域とは流域下水道、農集とは農業集落排水施設、漁集とは漁業集落排水施設、林集とは、林業集落排水施設、簡排とは簡易排水処理施設、小排とは小規模集合排水処理施設、特排とは特定地域生活排水処理施設、個排とは個別排水処理施設

## 平成25年度の繰入金の状況(元利償還・維持管理等別)

(単位:億円)

	元利償還に係る繰入 *1	維持管理等に係る繰入 *2	合 計
公共下水道 特定環境保全公共下水道 集落排水*3 浄化槽*4	14,243	2,641	16,884
都道府県(流域下水道)等 *5	886	151	1,037
合 計	15,129	2,792	17,921

\*1 雨水処理費に要する経費(用地に係る企業債元金償還金)、分流式下水道等に要する経費(用地に係る企業債元金償還金)、雨水処理に要する経費(資本費)、分流式下水道等に要する経費(資本費の一部)、流域下水道の建設に要する経費(元利償還金)、特別措置分(元利償還金)及び高資本費対策経費等

\*2 雨水処理に要する経費(維持管理費)、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当に要する経費、高度処理費(維持管理費)法適用に要する経費(非適のみ)、他会計繰入金及びその他の繰入金(1,236億)

\*3 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

\*4 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

\*5 特定公共下水道を含む。

## 資本費に係る繰入金の状況(事業別・人口密度区分別)

(単位:億円)

		H25 決算									(参考) 条例上の 使用料平均*4 (円/20㎡・月)
		元利償還金 *2	資本費に係る 繰入額	雨水処理費 のうち資本費分	分流式下水道等に要する経費等			高資本費 対策経費	臨時財政特例 債等分等 *3	元利償還金に 対する繰入額の 割合	
					B <sub>2</sub>	分流式下水道等 に要する経費 B <sub>3</sub>	その他の資本費 に係る繰入金・借 入金 B <sub>4</sub>				
A	B	B <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>	B <sub>3</sub>	B <sub>4</sub>	B <sub>5</sub>	B <sub>6</sub>	C=B/A			
公共下水道	東京都	2,047	1,559	1,019	516	0	516	0	23	76.1%	1,974
	100人/ha以上 (東京都除く)	2,841	1,476	1,077	226	44	182	0	174	52.0%	1,751
	100~75人/ha	3,432	1,789	1,230	361	151	210	0	198	52.1%	1,883
	75~50人/ha	4,030	2,285	655	1,199	768	431	27	404	56.7%	2,224
	50~25人/ha	5,713	3,952	543	2,455	1,642	813	335	619	69.2%	2,789
	25人/ha未満	819	716	25	496	315	181	103	91	87.4%	3,065
特環、集排、浄化槽 *5		2,725	2,466	17	1,869	1,332	537	292	289	90.5%	3,069
合計*1		21,607	14,243	4,567	7,123	4,252	2,870	758	1,796	65.9%	2,931

\*1 流域下水道及び特定公共下水道を除く

\*2 起債の元利償還金(資本費平準化債収入分、借換債収入分は含まれていない。)

\*3 「特別措置分」、「高度処理に要する経費」、「普及特別対策に要する経費」、「緊急下水道整備特定事業等に要する経費」、「流域下水道の建設に要する経費」、「その他(広域化・共同化に要する経費等)」を含む

\*4 条例上の使用料平均(20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

\*5 特環とは特定環境保全公共下水道、集排とは農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設、浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと